

第1篇 旅券法

- No.1. 旅券とは
- No.2. 旅券の発給申請手続き
- No.3. 申請書記載事項（署名欄など）

本資料に掲載

- No.4. 代理申請
- No.5. 旅券の記載事項
- No.6. 旅券の受領
- No.7. 紛失及び焼失の届け出
- No.8. 帰国のための渡航書
- No.9. 旅券の失効・返納
- No.10. 外国での在留届

第2篇 日本国内の出入国手続き

- No.1. 日本出国時の手続き
- No.2. 日本入国時の手続き①（検疫法など）
- No.3. 日本入国時の手続き①（通関手続きなど）
- No.4. 日本に在留する外国人の入国手続き - 再入国手続き -

第3篇 外国での出入国手続き

- No.1. 一般的な出入国手続き
- No.2. 特殊な出入国手続き

旅券法について

海外旅行の際に必要な、旅券（パスポート）について、発給の申請から失効までの手続きを定めた法律。これを補うものとして「旅券法施行規則」があり、いずれも海外実務の出題対象になっている。出題数は4問で配点は計20点。暗記分野であるが、出題されやすい項目が決まっているので、**しっかり覚えて**短時間で全問正解できる分野。2022年に法改正され、2023年3月27日から新しい旅券法が施行されています。

No.1 旅券とは

1. 旅券（パスポート）とは

国外に渡航する日本国民に対して、国（外務省）が発行し、出国・帰国の際に携帯及び呈示を義務付けている公文書。最初の部分に“日本国民である本パスポートの所持人を通路故障なく旅行させ、同人に必要な保護扶助を与えられるよう、関係の諸官に要請する。”の保護要請文が記載されています。

2. 旅券の種類

① 公用旅券と一般旅券

- a. 公用旅券：国の用務のため外国に渡航する者とその同伴者などに対して発給される旅券
- b. 一般旅券：上記以外の旅券

② 上の区分以外に一往復用旅券〔渡航先が指定され、一度出入国すれば失効する旅券〕と**数次往復用**旅券〔有効期間内に何度でも出入国が可能な旅券〕の区分がありますが、一般旅券については原則として数次往復用に一本化されていますので、試験での出題は「数次往復用一般旅券」が対象になっています。

このテキストでもこれ以降、旅券とは**数次往復用一般旅券**を指しています。

3. 旅券の有効期間

ア. 18歳以上（成年者）の場合：10年間。希望する場合は5年間

イ. 18歳未満の場合：5年間

● 18歳になるのはいつ？

「年齢計算ニ関スル法律（明治35年）」は、“年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス”と定め、「民法」では年の期間について、“最後の年の起算日に**相当する日の前日に満了する**”と定めています。これらの規定により、**誕生日の前日に期間が満了**しますので、この日に1歳加算されます。よって、2023年4月1日生まれは、2041年3月31日に18歳になります。

旅行業の有効期間（5年）の満了の考え方と同じです。

[Check Test No.1]

1. 旅券法、旅券法施行規則に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) 観光目的で海外旅行する日本国民に発給される旅券は「数次往復用一般旅券」である。（　）
 - (2) 19歳の日本国民に発給される旅券の有効期間は10年である。（　）
 - (3) 13歳のときに旅券の発給を受けた者は、旅券の有効期間が満了すると、有効期間が10年の旅券の発給を申請することができる。（　）

No.2 旅券の発給申請手続き

1. 申請手続きの区分

- a. 書面手続：発給申請書などの書面を提出して申請する方法。以前からある申請方法です。
- b. 電子手続：外務大臣の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う方法。一部の申請、請求、届け出で採用されている。
2023年3月27日から申請が開始され、具体的にはマイナポータルとマイナンバーカードを利用して、スマートフォンなどから申請できます。

2. 申請場所

- a. 国内で申請する場合：住民登録のある都道府県（又は市町村）
なお住民登録をしていなくても、単身赴任者や季節労働者などは、ある程度の期間継続して居住する場所（居所）でも申請ができます。「居所申請」といいます。
- b. 海外で申請する場合：在外領事館（大使館又は公使館を含む）

3. 申請事由

- a. 新規申請：初めて旅券の発給を申請する場合や、所持する旅券の有効期間が満了した場合。
旅券の記載事項に変更があった場合（No.5参照）※
旅券を紛失・焼失した場合（No.7参照）。
- b. 有効期間内の申請：有効な旅券を所持するが、新しいものに切り替える場合。「切替申請」といいます。
 - ア. 旅券の残存有効期間が1年未満となったとき。電子手続が可能です。
 - イ. 旅券の査証欄に余白がなくなったとき※。電子手続が可能です。「査証欄の増補」の制度は廃止されました。
 - ウ. 旅券を著しく損傷したとき。
 - エ. その他外務大臣又は領事官がその者の保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認めるとき。

※ 残存有効期間同一旅券

「旅券の記載事項に変更があった場合」と「査証欄に余白がなくなった場合」に旅券の発給申請をするときは、現に有する旅券の有効期間と同一の満了日となる「残存有効期間同一旅券」の発給を申請することもできます。

4. 申請に必要な書類 以降、主に書面手続について解説します。

- ① 申請者は、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に対し、国外においては領事官に対し、次に掲げる書類及び写真を提出して、一般旅券の発給を申請しなければなりません。

- ア. 一般旅券発給申請書（No.3参照）
- イ. 戸籍謄本※ 1通（提出の日前6カ月以内に作成されたもの）「戸籍抄本」は不可
- ウ. 申請者の写真 1葉（背景がないもの、提出の日前6カ月以内に撮影されたもの等の要件がある。）
- エ. 申請者が本人であること及び申請者が申請書に記載された住所に居住していることを確認するための書類
- オ. （以下、略）

※戸籍謄本とは

正式名称は「全部事項証明書」といい、戸籍に記載のある全員分（例：両親と子供2人の場合は4人分）の氏名、本籍地、生年月日などが記載されています。

② ただし、戸籍謄本の提出は以下の場合免除されます。

- ・有効期間内の申請
- ・同一の戸籍内にある2人以上の者が同時に旅券の申請をする場合において、**いずれか1人の者が戸籍謄本を提出するとき。**

③ また、① エ. にあたる本人確認の書類として**住民票の写し**と、本人であることを立証する**以下の書類**の提示又は提出が求められます。ただし、住民票の写しは住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用するときは不要です※。

●以下のものを1点

- ・日本国旅券 ・個人番号カード ・運転免許証 ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証
- ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状
- ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証
- ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証
- ・教習資格認定証 ・警備業法第二十三条第四項に規定する合格証明書
- ・写真付き身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの）
- ・**運転経歴証明書**（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のもの）

又は

●以下のものを2点（a. から2点、又は a. と b. から各1点）

a

- ・健康保険 ・国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証 ・共済組合員証 ・後期高齢者医療被保険証
- ・国民年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書
- ・共済年金若しくは恩給等の証書 ・一般旅券発給申請書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

b

- ・**学生証** ・**会社の身分証明書**若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真をはり付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

※ 住基ネットを利用することを、旅券法施行規則では、“都道府県知事が住民基本台帳法の規定により、申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち**個人番号以外のもの**を利用するとき”と規定しています。

[Check Test No.2]

1. 旅券法、旅券法施行規則に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) 旅券の申請は住民登録のある都道府県（または市町村）の受付窓口のみで申請できる。（ ）
 - (2) 旅券の残存有効期間が1年未満となったときは、有効期間内であっても新たに旅券の発給を申請することができる。（ ）
 - (3) 30歳の日本国民の旅券の査証欄に余白がなくなったため、新たに旅券の発給を申請するときは、有効期間が10年または5年の旅券のいずれかが発給される。（ ）
 - (4) 家族のうちの1人が旅券の発給を申請するときは、戸籍抄本を提出すればよい。（ ）
 - (5) 旅券を著しく損傷したため新たに発給を申請するときは、戸籍謄本を提出しなければならない。（ ）
 - (6) 旅券申請の際の身元確認の書類として、運転免許証は1点のみで有効な書類となる。（ ）
 - (7) 旅券申請の際の身元確認の書類として、国民健康保険の被保険者証は1点のみで有効な書類となる。（ ）
 - (8) 申請者が申請書に記載された住所に居住していることを確認するために、住民票の写しは必ず提出しなければならない。（ ）

No.3 発給申請書記載事項（署名欄など）

申請書の記入項目は、規則により記入方法が決まっているものがあります。また、本人だけでなく代理人が記入することもあり、これらの点が多く出題されています。

1. 氏名欄

新規・切替 (18歳以上で、有効期間が10年の一般旅券を希望する申請者用) (10年用)

受 理 年 月 日
窓 口 記 入 欄

有 効 期 間 ✓

氏 名
ヨミカタ
名 姓 名

注 意
1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm
(ひしなし。頭は頭頂から
顎まで約34mm±2mm)
*提出された写真は旅券に転写
されます。
*裏面に氏名を記載してください。

- ① 氏名は戸籍に記載されている氏名について国字の音訓及び慣用により表音されることによります。
- ② 氏名は、**ヘボン式ローマ字**によって旅券面に表記します。ただし、発給申請者がその氏名についてヘボン式によらないローマ字表記を希望し、外務大臣又は領事官が当該表記が適当であり、かつ、渡航の便宜のため特に必要であると認めるときは、この限りではありません。

2. 所持人自署欄

新規・切替 (18歳以上で)

受 理 年 月 日
窓 口 記 入 欄

有 効 期 間 ✓

写 真
写真は貼らずにお持ちください
注 意
1. 申請者本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm
(ひしなし。頭は頭頂から
顎まで約34mm±2mm)
*提出された写真は旅券に転写
されます。
*裏面に氏名を記載してください。

所持人自署

所持人自署については申請者本人が署名してください。ただし、申請者が

- ① 発給申請者は、旅券面の所定の場所に**署名**しなければなりません。(この部分が旅券に転写されます。使用する文字は漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字など制限はありません。)
- ② ただし、発給申請者が署名することが困難である場合**※1**には、発給申請者の**記名※2**をもつて代えることができます。その場合、次に掲げる者の**順位**で行います。
 - 一 発給申請者の**法定代理人**
 - 二 発給申請者の**配偶者**
 - 三 発給申請者の**海外渡航に同行を予定しているもの**
 - 四 上記に掲げる者のほか、都道府県知事又は領事官が発給申請者に代わり記名することが適当であると認めるもの
- ③ 記名は、前項に掲げる者が、発給申請者の氏名を自書して行うものとし、その記名に当たっては自らが行ったものであることを明らかにしなければなりません。(例) by A.YAMADA(Father) など

※1 署名することが困難な場合

- ・ 疾病又は身体の故障により署名することが困難な者
- ・ 乳児又は幼児等であって、署名する能力のない者 など

※2 署名・記名とは

署名：みずからの氏名を自書すること。
記名：第三者が自書したり、ゴム印などを押すこと。

3. 法定代理人署名欄

外 務 大 臣 殿
在 在 大 使 総 領 事 殿

令 和 年 月 日

法定代理人(後見人など)署名

(過去5年以内に申請した前回は失効した場合は、通常より(申請者が成年被後見人の場合)の署名が必要です。署名)とあり、かい書体で行ってくださいを除く。本人確認のために印合は、押印が必要です。)

- ① 未成年者や成年被後見人が申請するときは、親権者や後見人 (**法定代理人**) の署名が必要です。

[Check Test No.3]

1. 旅券法、旅券法施行規則に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) 旅券の氏名欄にはヘボン式ローマ字で記載するが、希望する場合にはヘボン式以外のローマ字でも記載することができる場合がある。()
 - (2) 所持人自署欄には、必ず戸籍通りにかい書で記入しなければならない。()
 - (3) 旅券の発給申請者が署名できないときは、他の者が代わって記名することができるが、その場合は親族に限られている。()
 - (4) 未成年者が旅券の発給の申請をするときは、申請書の所定の欄に法定代理人の署名が必要である。()

Check Test 解答・解説

No.1

- (1) ○：その通りです。旅行管理者試験ではこの旅券に関する知識が出題されます。
- (2) ×：19歳は**成年者**です。成年者には有効期間が10年または5年の旅券が発給されます。
- (3) ○：13歳は未成年者で、有効期間が5年の旅券が発給されます。5年後は18歳(成年者)になっているので、有効期間が10年の旅券の発給を申請することができます。

No.2

- (1) ×：住民登録のない場所であっても、単身赴任者や一時帰国中の日本人などは、その居所で申請できることがあります。(居所申請)
- (2) ○：その通りです。「有効期間内の申請」といいます。
- (3) ×：旅券の査証欄に余白がなくなったときは新規に申請しなければ新たな旅券は発給されません。この場合30歳(成年者)であれば有効期間が「10年または5年」の旅券が発給されますが、これに加えて「**残存有効期間同一旅券**(有効期間は現在の旅券と同じ)」も申請できますので、「10年または5年」だけではありません。
- (4) ×：2023年の改正から戸籍抄本は有効な書類ではありません。家族の一人が申請するときであっても戸籍**謄本**を提出しなければなりません。
- (5) ×：旅券を著しく損傷したため新たに発給を申請するときは「**有効期間内の申請**」にあたります。この場合は戸籍謄本の提出は不要です。
- (6) ○：その通りです。各都道府県の公安委員会が発行する写真付きの公文書ですので信用力は高いです。
- (7) ×：国民健康保険の被保険者証だけでは不十分です。他に有効な書類がもう1点必要です。
- (8) ×：住民台帳ネットワークシステム(住基ネット)を利用すれば、住民票の写しの提出は不要です。

No.3

- (1) ○：一定の事情があれば、OHNO(大野)などの非ヘボン式の表記が認められます。
- (2) ×：所持人自署欄の署名は旅券に転写されます。漢字、平仮名など表記する文字に制限はありません。
- (3) ×：申請者に代わって記名するものは「法定代理人→配偶者→海外旅行に同行を予定するもの」などの優先する順位が決まっています。
- (4) ○：その通りです。成年被後見人が申請するときも同様です。